

## 入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

工事名	木曾森林管理署南木曾支署（H29）新営工事	
工事種別	建築工事	
工事場所(都県)	長野県	
工事場所(市区町村)	木曾郡南木曾町読書 3650-2	
工事概要	<p>敷地面積 約 2,144m<sup>2</sup></p> <p>1. 建物</p> <p>1) 庁舎 構造：木造 地上2階 建築面積：約 200m<sup>2</sup> 延べ面積：約 400m<sup>2</sup> 用途：庁舎 工事内容：新築1棟</p> <p>2) 車庫 構造：木造 地上1階 建築面積：約 10m<sup>2</sup> 延べ面積：約 10m<sup>2</sup> 用途：車庫 工事内容：新築1棟</p> <p>他 電気設備 新設一式 機械設備 新設一式 既存施設 取りこわし一式</p>	
担当事務所	長野営繕事務所	
公告日/期限日/開札日	H29.12.11 / H29.12.20 / H30.2.1	
工期末	H31.1.10	
入札契約方式/落札方式	一般競争入札（標準型）/総合評価落札方式（施工能力評価型II型）	
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	建築C等級又はB等級
	本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に本店、支店又は営業所を有すること。
	企業の施工実績等	<p>平成14年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）の要件を満たす建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあつては増築部分とする。））工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）。</p> <p>（ア）</p> <p>1. 建物用途 戸建住宅、倉庫及び車庫を除く用途。</p> <p>2. 構造 木造又は鉄骨造</p> <p>ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとする。上記の同種工事は、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。</p> <p>なお、当該実績が地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を</p>

		<p>除く。)又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあつては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記の施工実績を有すること。</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p>
	<p>配置予定技術者の資格、工事経験等</p>	<p>次に掲げる基準を満たす主任(監理)技術者を本発注工事に専任で配置できること。なお、専任を要しない期間は契約締結の翌日から平成30年3月2日までを予定する。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>1)主任技術者は、1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士、若しくはこれらと同等以上の資格を有する者であること。</p> <p>監理技術者にあつては、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。詳細は入札説明書による。</p> <p>2)1人の者が、過去に、元請けとして完成・引渡し完了した下記の要件を満たす建築一式(躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築(増築にあつては増築部分とする。))工事の経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))。</p> <p>1.建物用途 企業の施工実績(ア)1.に同じ。</p> <p>2.構造 企業の施工実績(ア)2.に同じ。</p> <p>また、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとする。上記の同種工事は、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、経験として認めない。</p> <p>なお、当該工事経験が平成8年4月1日以降に完成・引渡し完了した地方整備局所掌の工事(旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。)又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあつては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定の主任(監理)技術者が上記の工事経験を有していればよい。</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事の経験のみ同種工事の工事経験として認める。</p> <p>3)監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。</p> <p>4)配置予定の主任(監理)技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。詳細は入札説明書による。</p>

## 「木曾森林管理署南木曾支署（H29）新営工事」の概要（参考）

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。  
本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

### 1. 工事の概要

本工事は、木曾森林管理署南木曾支署（長野県木曾郡南木曾町読書 3650-2）において、既存施設の老朽化が著しいため、利用者の安全確保並びに執務環境改善を目的とし、既存庁舎を取りこわした上で同敷地内に木造庁舎の整備を行うものです。

#### (1) 主な工事内容

- ・庁舎新営（木造 地上2階 延べ面積 458.58 m<sup>2</sup>）
- ・車庫新営（木造 地上1階 延べ面積 17.82 m<sup>2</sup>）
- ・工作物（コンクリート塀及び基礎新設）
- ・外構（取りこわし及び新設）
- ・造園（取りこわし及び新設）
- ・既存庁舎取りこわし（木造 地上2階 延べ面積 907 m<sup>2</sup>）
- ・上記工事にかかる電気設備、機械設備工事 一式

#### (2) 施工時期、施工時間、施工手順（想定）

- ・現場説明書説明事項その2（営繕工食用）－現場及び技術に関する事項 [工程関係] 参照
- ・通行者の安全を確保するため、交通誘導員の人員を計上しています。（現場及び技術に関する事項 [交通誘導警備員] 参照）
- ・周辺地域に対する騒音、振動等の対策として、既存庁舎取りこわし期間の外部足場に防音シートを設置しています。安全対策として、万能鋼板による仮囲いを設置しています。その他の仮設、作業範囲等については、図KK-01を参照してください。

### 2. 実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

本工事において、以下の取組みを実施しています。

#### (1) 実態を踏まえた積算の運用

予定価格の算出にあたり、本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価」を用いるとともに、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、実態を踏まえた価格設定を行います。

#### (2) 施工条件等の円滑な協議

施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して、新たに発生した条件等について監督職員と協議した結果、請負代金額の変更が必要と判断された内容については、設計変更の対象となります。

#### (3) 工事関係図書等の効率化

本工事は、受発注者相互の業務の効率化と品質向上を目的とし、「工事関係図書等の効率化」を行う工事です。工事関係資料の重複提出を避けるとともに、真に必要な最小限の工事関係図書等の作成及び管理を重点的に行うこととし、効率化できる書類について監督職員と協議した上で書類作成等を行うこととなります。工事関係書類一覧表は次のURLよりダウンロードすることができます。  
<http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/index00000001.html>

#### (4) 主任技術者又は監理技術者の扱いについて

現場施工に着手するまでの期間（契約締結の翌日から平成30年3月2日までを予定）は、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しません。

なお、本工事の契約期間内において主任技術者又は監理技術者の配置は要しますので、本工事の契約期間内に別工事において「専任」で配置されている者は、主任技術者又は監理技術者として配置できません。

また、上記について、変更が生じた場合には、監督職員と協議を行って下さい。

#### (5) 入札時積算数量活用方式の適用

本工事は、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関して確認及び協議を行うことができる「入札時積算数量活用方式」を適用します。

#### (6) 共通費

共通費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)については、「公共建築工事共通費積算基準」を用いて算出しています。なお、電気設備工事及び機械設備工事については「公共建築工事積算基準等資料」P4第3編共通費 第1章共通事項「3 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定」としています。

国土交通省ホームページからダウンロード可能(下記アドレス)

- ・「公共建築工事共通費積算基準」(参考)  
[http://www.mlit.go.jp/gobuild/ki\\_jun\\_touituki\\_jyun\\_kyoutuuih\\_sekisan.htm](http://www.mlit.go.jp/gobuild/ki_jun_touituki_jyun_kyoutuuih_sekisan.htm)
- ・「公共建築工事積算基準等資料」(参考)  
[http://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryuu\\_sekisan\\_unnyou.htm](http://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryuu_sekisan_unnyou.htm)